

議案第七二号

国民宿舎三朝温泉会館事業に地方公営企業法の規定を適用する条例制定について

国民宿舎三朝温泉会館事業に地方公営企業法の規定を適用する条例を別紙のように制定するものとする。

昭和三十八年七月十八日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十八年七月十八日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



国民宿舎三朝温泉会館事業に地方公営企業法
の規定を適用する条例

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項の規定にもとづき国民宿舎三朝温泉会館事業に法の規定の全部を適用する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。